

◆ 2022年（令和4年）施行の社会保険関係の法改正 ◆

令和4年施行の社会保険関係の改正法の中で、主なものについて取り上げて説明していきます。

1、傷病手当金制度の見直し（令和4年1月施行）

傷病手当金は、業務外の病気やケガが原因で継続して4日以上欠勤し、給与を受けられない場合に、健康保険から支給される給付です。

改正により、支給される期間が変更になりました。

改正前 → 同一傷病につき、支給開始日から1年6ヶ月の範囲内

改正後 → 同一傷病につき、支給開始日から『**通算して**』1年6ヶ月

◆改正前

欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給
← 支給開始日から1年6か月 →					

◆改正後

欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給
← 支給開始日から 通算して 1年6か月 →					

3、在職定時改定の導入（令和4年4月施行）

65歳で老齢厚生年金の受給権が発生した後も在職し、社会保険に加入している場合の年金額の改定時期が変更になりました。

改正により、65歳以降に納めた厚生年金保険料が速やかに年金額に反映されることとなりました。

改正前 → 退職時か70歳到達（厚年喪失）時に改定

改正後 → 在職中でも、毎年1回、10月分から改定

◆改正前

老齢厚生年金						増額分
老齢基礎年金						
65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	

◆改正後

老齢厚生年金						増額分
老齢基礎年金						
65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	

2、任意継続制度の見直し（令和4年1月施行）

社会保険に加入していた方が退職して任意継続被保険者となった場合、本人の希望により資格喪失することはできませんでした。

改正により、本人の申出によっても資格喪失ができるようになりました。

改正前 → 本人の希望により資格喪失することは不可

改正後 → 資格喪失の希望を申し出た場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日で資格喪失

以前はこのような相談がありました。

Q. 妻が退職して任意継続に加入していますが、私の扶養に入れることはできますか？

A. 扶養に入りたいという理由で任意継続を辞めることはできません。

↓
今回の改正により可能となりました。

4、在職老齢年金制度の見直し（令和4年4月施行）

60～64歳の在職老齢年金は、以下の①～③の合計を計算し、これが基準額を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となっていました。

改正により、基準額が上がったため年金が停止されにくくなりました。

- ①年金額 / 12（加給年金額を除く）
- ②その月の標準報酬月額
- ③その月以前一年間の標準賞与額 / 12

改正前 → 基準額 28万円 改正後 → 基準額 **47万円**

(例) ①年金額 1,200,000円
 ②標準報酬月額 200,000円
 ③過去1年間の賞与額 360,000円

①1,200,000円 ÷ 12 = 100,000円
 ②200,000円
 ③360,000円 ÷ 12 = 30,000円

① + ② + ③ = 330,000円

◆改正前 → ① + ② + ③ > 28万円 → 1か月 2.5万円 支給停止

◆改正後 → ① + ② + ③ < 47万円 → 年金停止なし

5、老齢年金の受給開始年齢の引き上げ（令和4年4月施行）

原則として65歳から受給できる老齢厚生年金・老齢基礎年金は、希望すれば、受給年齢を繰り下げることができ、それにより年金額が増額になります。

改正により、受給開始時期の上限が引き上げられました。

改正前 → 66～70歳まで繰り下げることが可能

改正後 → 66～**75歳**まで繰り下げることが可能

◆繰り下げによる年金の増額率

65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%
71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	
150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184.0%	← 選択可能

《筆者：古谷野》

お知らせ

◆令和4年10月より、社会保険の適用拡大に伴い、従業員数101人以上の企業に勤めるパート・アルバイトの方(週20時間以上労働する方等)の社会保険の加入が義務化されます。

◆令和6年10月からは従業員数51人以上の企業も対象となってきます。

◆育児・介護休業法改正に伴う規程の整備・運用上の注意点等についてご不明な点がございましたらご相談下さい。

自然との共生

今年の寒さは異常ですね。雪山登山はできませんので近場の「古賀志山」を歩いています。ただの582mの山なのですが、鎖場など危険な場所もあちこちにあり、事故も多発しています。気軽に行ける山とは言え、決して気を抜くことはできない山なのです。

「古賀志山を守ろう会（ボランティア）」の皆様のおかげで、危険箇所、休憩用のベンチ等も整備されています。



私のひとこと

毎月発行しておりますこのニュースの中で、【自然との共生】【私のひとこと】については、自分勝手に思いを綴っておりますが、皆様からご質問をいただくことがよくあります。

『毎週、山登りに行っているのですか？』『いつも一人で登っているのですか？』等です。

毎週は無理なのです。どんな山でも危険を伴いますので、体調管理が必要になります。心掛けとしては、計画の数日前からゆっくりし、体力を温存します。それでも足が重く調子の悪い時と、ルンルン気分のある時があります。過去20年に渡って、日光・那須・アルプス等、夏山を中心に歩いてきました。自然の美しさに感動し、山頂に立った時の瞬間はことばでは言い表せない程の喜びがあります。アルプスを除けば、大体一人で気ままに歩いているのが私の山行です。

『私でも尾瀬に行けますか？』というご質問に、「美しい尾瀬を堪能してください、誰でも行けますよ!」とお答えしました。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ http://www.nabeshima-sr.or.jp

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

